# サービス付き高齢者向け住宅における事故等発生時の報告事務取扱要領

#### 1 目 的

この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項の登録を受けているもの(以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。)において、入居者に対するサービス提供中の事故、役・職員による不法行為、虐待等(以下「事故等」という。)が発生した場合の、登録事業者から道への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入居者に対するサービスの質の向上及び登録事業者の運営の適正化を図ることを目的とする。

#### 2 対象事業者

高齢者住まい法第5条第1項の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅登録事業者。 注)道が監督権限を有する(指定都市・中核市を除く)サービス付き高齢者向け住宅に限る。 なお、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、この要領によ らず、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」により報告すること。

### 3 報告の範囲等

次の事故等が発生した場合、【報告様式1】により、総合振興局及び振興局(以下「総合振興局等」という。)の社会福祉課に報告すること。

なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を 問わない。

- (1) 重大な事故等【直ちに報告すること】
  - ① 入居者の死亡事故
  - ② 役・職員の不法行為 (預かり金着服・横領等)
  - ③ 入居者に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)
  - ④ 入居者の失踪・行方不明(捜索願を出したもの・安否確認のとれない外出で見つかった場合等)
  - ⑤ 自然災害・火災 (消防機関に出動を要請したもの)
  - ⑥ その他①~⑤以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案(報道される可能性のある事案を含む)
- (2) 上記(1) 以外の事故【事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に報告すること】
  - ① 入居者の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
  - ② 入居者の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
  - ③ その他報告が必要と認められるもの(交通事故等)
  - 注) 入居者が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき は報告すること。

## 4 報告の様式

事故等発生状況報告書(報告様式1)

# 5 報告手順及び期限

- (1) 事業者は、3の(1) の重大事故が発生した場合は、事故発生後(又は事故発覚後) 直ちに、総合振興局等の社会福祉課に連絡すること。
- (2) 事業者は、(1) の速報を行った後、「事故等発生状況報告書」(報告様式1) を速やかに作成し、報告日から7日以内に、総合振興局等の社会福祉課に提出すること。 また、参考資料として以下の書類を添付すること。
  - ①サービス提供記録、利用者のケアプラン、支援計画、アセスメント表等 (個別支援を行っている場合に、登録事業者で作成しているもので可)
  - ②事故発生時の現場見取り図
  - ③法人(事業所)内部において事故の対応を協議した会議録等
  - ④食事に関する事故等については被害者の栄養計画等
- (3) 登録事業者は、3の(2) の事故が発生した場合は、「事故等発生状況報告書」(報告様式1)を作成し、事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に、報告先に提出すること。

#### 6 その他留意事項

- (1) 重大事故の速報及び事故の種類を問わず「事故等発生状況報告書」(報告様式1)の 提出後において、担当課から内容を確認することがあるので、事故の対応等について、法人 (事業所)内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を整理しておくこと。
- (2) 事業者は、各法令・通知等に基づき別途、道、市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

# 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。